

# みやま市 ペット避難の手引き



令和6年5月作成

# 目次

1. はじめに .....	1
2. 基本的な考え方 .....	2
3. 平時の備え（災害の発生に備えましょう） .....	3
(1) ペットのしつけと健康管理 .....	3
(2) ペットが迷子にならないための対策 .....	3
(3) ペット用の備蓄品の確保 .....	4
(4) 避難を想定した準備 .....	4
4. 災害時の避難行動 .....	5
(1) ペット同伴避難所に避難する場合 .....	5
(2) 自宅での避難（在宅避難） .....	5
(3) 施設や親戚、友人に預ける .....	5
(4) 車中泊 .....	6
5 避難所での避難生活 .....	7
(1) 事故・トラブルの防止 .....	7
(2) 避難スペースでの飼育 .....	7
(3) 飼い主同士での助け合い .....	7
(4) 飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒 .....	7
(5) ペット用トイレの掃除、糞尿の処理 .....	7
(6) 散歩（犬の場合） .....	8
(7) ペット救援物資の搬入、仕分け、配分 .....	8
(8) 飼い主自身が行うこと .....	8

# 1. はじめに

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害では、住民は緊急避難を余儀なくされ、自宅に残されて飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった事例が多数発生しました。

現在では、被災したペットの野生化による危害防止の面や、動物愛護、飼い主である被災者の心のケアの観点等からも災害時にペットと避難生活を送ることは合理的であると考えられるようになりつつあります。

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に適切な対応ができるように、日頃から、ペットのしつけや避難生活に必要な物資の準備を行うなど、災害の発生に備えておくことが大切です。

また、避難所においては、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方など、多様な避難者が共同生活を送りますので、避難所におけるペットの飼育については、周りの方への配慮が必要です。

災害時に人とペットが安心して避難生活できるように日頃から準備しておきましょう。



## 2. 基本的な考え方

### 飼い主の役割

環境省が作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」では、次のように記載されています。

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物救護本部等（以下、「自治体等」という。）による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）【平成 30 年 3 月発行】より一部抜粋

### 飼育と飼養

本手引きにおいて、【飼育】と【飼養】については、「ペットを飼うこと。また、ペットの世話をすること」を意味として、【飼育】で表現を統一しています。

※他マニュアル等からの抜粋については、原文に従い記載しています。

### 対象動物

同行避難の対象となり、避難所で飼育できる動物は、原則としてペット（愛がん動物又はコンパニオンアニマル）として飼育されている犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的小型の動物です。

特定動物（ワニガメやニシキヘビ等）や特定外来生物（カミツキガメやサソリ等）に指定された動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、原則として避難所での受け入れはできません。仮に非常時に一時的に受け入れる場合でも、危機が去り次第、可能な限り速やかに移動する必要があります。こういった動物については、飼い主が平時から受入先を決めておくことが重要です。

なお、身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設等での同伴が認められています。

## 3. 平時の備え(災害の発生に備えましょう)

### (1)ペットのしつけと健康管理

災害発生時には、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります！

避難所生活に適應できるように、日頃から必要なしつけと健康管理を行っておきましょう。

そうすることで、避難所における他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにつながります。

#### 災害に備えたしつけと健康管理の例

##### 犬の場合

- 狂犬病予防接種など、各種ワクチンを接種する
- 犬フィラリアやノミ・ダニなどの寄生虫を予防・駆除する
- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- 不必要に吠えないようにしつける
- 人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならないように慣らしておく
- 決められた場所で排泄ができるようにする
- シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ
- 不妊去勢手術を行う

##### 猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく
- 決められた場所で排泄ができるようにする
- 各種ワクチンを接種する
- 寄生虫の予防、駆除を行う
- 不妊去勢手術を行う

### (2)ペットが迷子にならないための対策

災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難しなければならなかったり、はぐれてしまう場合もあります！

誰からもすぐわかるよう迷子札をつけましょう。

脱落の恐れがなく、確実な身分証明となるマイクロチップ<sup>※</sup>を装着しましょう

※直径2mm、長さ約8~12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(個体識別番号)が記録されています。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になります。マイクロチップを装着した後は、必ず登録機関にマイクロチップ番号や飼い主の連絡先などの登録手続きを行ってください。転居等で登録情報に変更が生じた場合も、変更手続きが必要になります。

### (3)ペット用の備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があります。避難所にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、備蓄品は少なくとも3日分（できれば7日以上）用意しておきましょう。

備蓄品には避難のときに持ち出す優先順位をつけ、飼い主の避難用品とともに保管しておきましょう。

#### ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例

##### 優先順位 1

- 療法食、薬
- フード、水（少なくとも3日分、できれば7日以上）
- キャリーバッグやケージ
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペット用食器
- 排泄物の処理用具、トイレ用品、ビニール袋、ブルーシート
- 飼い主の連絡先、預け先などの情報
- ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- ワクチンの接種状況がわかるもの

##### 優先順位 2

- タオル、毛布、ブラシ、ウェットティッシュ
- お気に入りのおもちゃ
- 洗濯ネット（猫の場合、保護や診察の際に使用）

### (4)避難を想定した準備

避難指示などが出た場合に備え、避難所の場所を調べておきましょう。

ハザードマップで被害想定や避難所の位置などを確認し、災害の対策や避難方法について家庭内で相談しておきましょう。

#### 〇みやま市ハザードマップ

土砂災害や洪水などを想定したハザードマップを市ホームページから閲覧いただけます。

Web版ハザードマップは、GPS機能がついているスマートフォンやタブレットで位置情報をONにすることにより、外出先でも近辺の危険な場所などを確認できます。



## 4. 災害時の避難行動

### (1) ペット同伴避難所に避難する場合

市では災害時に、旧山川南部小学校（みやま市山川町重富 121）体育館及び、旧岩田小学校（みやま市高田町原 1041）体育館をペット同伴避難所として開設します。ペット同伴避難所では、ペットと同じスペースで避難生活を送ることができます。

また、突発的な災害などで、避難用品を準備するだけの時間が取れないことも想定し、少量ではありますが、備蓄品を備えています。

#### 【ペット同伴避難所のルール】

- 1年以内に狂犬病予防注射を受けていない場合は原則として受け入れできません。
- ケージに入れなければ原則として受け入れできません。
- ペットの飼育・管理は、飼い主が責任を持って行わなければなりません。
- 飼育場所や施設は、飼い主によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの苦情、危害防止に努めてください。
- 排泄物の後始末を行ってください。
- 給餌の際は、そのつどきれいに片付けてください。
- ノミの駆除に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。



#### ペット同伴避難所の備蓄品

ケージ	レジ袋
ペットシート	備蓄用飲料水
おそうじシート	毛布
ブルーシート	ペーパータオル



### (2) 自宅での避難(在宅避難)

自宅が安全な状況であり、危機が迫っていない状況であれば、自宅にとどまりペットとともに在宅避難することもひとつの選択肢です。

また、飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もあります。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難をしてください。

### (3) 施設や親戚、友人に預ける

ペットホテルなど民間の施設や遠方の親戚、友人などにペットを預けることを検討しましょう。日頃から複数の預け先を探しておくことが望ましいです。

#### (4)車中泊

一時的な避難の場合は、車中泊も選択肢として考えられます。車中泊の場合は、飼い主がエコノミークラス症候群<sup>※</sup>や熱中症を発症し、ペットの飼育ができなくなるおそれがありますので、飼い主は十分に体を伸ばすなど適度な運動や、横になって睡眠できる場所の確保、遮光や換気など、健康を保つ対策が必要になります。

ペットも熱中症になるため、ペットを車内に残すときは、温度に注意し、十分な飲み物を用意しておく必要があります。長時間、車を離れる場合は、ペットを車外の安全な場所に移動させましょう。

※食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

##### ○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

##### ○ 予防のための足の運動



## 5 避難所での避難生活

### (1) 事故・トラブルの防止

ペットと避難生活をするうえで重要なのは「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないようにしましょう。

また、慣れない場所や先行きが見通せない生活は大きなストレスが生じ、他の避難者も含めて不安になり、ペットに関する対立が起きやすくなります。飼い主には他人に迷惑をかけない努力が必要となり、平時以上の配慮が求められます。

### (2) 避難スペースでの飼育

ルールを守って飼育を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

動物は慣れない環境ではストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護できる可能性は、平時よりもずっと低くなります。また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあります。これらを防止するため、逃げ出し防止を徹底しましょう（例：つなぎ留めた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つつけて1つを外す。）。

事故防止のため、避難スペースには、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにします。

### (3) 飼い主同士での助け合い

飼い主同士で話し合い、助け合いながら、避難生活を送りましょう。

### (4) 飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒

床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないようにしましょう。

### (5) ペット用トイレの掃除、糞尿の処理

臭いは騒音と並び最も多い苦情の原因なので、適切な処理が必要です。放置された糞は飼い主のマナーの悪さと受け取られ、他の避難者との対立の原因となります。

トイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋から付きのごみ箱に入れます。（災害発生初期はゴミの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要です。）

口散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた、人の通行がない場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収します。



## (6)散歩(犬の場合)

過去の大規模災害時に最も問題となったのは犬の鳴き声です。避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。しかし、犬を十分に運動させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。

また、飼い主にとっても運動はストレス解消になります。他人を咬むおそれがない犬であれば(逸走防止に十分注意しながら)運動をかねて犬の散歩をするメリットがあります。



## (7)ペット救援物資の搬入、仕分け、配分

災害発生から数日で救援物資が届くようになります。受け入れた救援物資が、必要な飼い主全員に行き渡るようご協力をお願いします。

## (8)飼い主自身が行うこと

日頃おとなしいペットでも、災害発生時は慣れない環境で神経質になります。慣れない他人に対しては思わぬ攻撃を行う事もあるので、ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。

また、他の避難者からのペットに関する苦情等のトラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応します。

### 飼い主自身が行うこと

- ・給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ・ケージ周辺の掃除
- ・ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ・犬の散歩
- ・自分のペットに係る苦情の対応

〇問い合わせ先

みやま市役所 総務課 防災対策室

TEL 0944-64-1502

